

警察庁丁生企発第580号  
令和6年10月29日

一般社団法人東京古物商防犯連盟代表理事 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

一連の強盗等事件を受けた古物商の義務の周知依頼について

貴団体におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、複数で深夜に窓ガラスを破壊して住宅に押し入り、住民に暴行を加え現金等を奪うという、極めて悪質な強盗等事件が連続して発生しております。

また、高級腕時計や貴金属を狙い、複数人でバール等の凶器を使用し店舗に押し入る強盗等事件も発生していることから、貴団体加盟事業者におかれましても、被害防止のための防犯体制、設備等の見直しに取り組んでいただきますよう、御指導をよろしくお願いいたします。

他方、高級腕時計やネックレス等の貴金属が被害品に含まれている場合、古物商や質屋に換金目的で持ち込まれる可能性もあることから、引き続き古物営業法の規定に基づき、

- ・ 古物の買受け時における本人確認（法第15条第1項）
- ・ 帳簿への記載（法第16条）
- ・ 不正品の疑いを認めた場合の警察官への申告（法第15条第3項）

等の措置を確実に実施していただく旨、改めて加盟事業者の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。